

## 温泉一時中止に伴う確認書

下諏訪町長 宮 坂 徹 様

所有者

住 所：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

設置場所：下諏訪町 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ (町名： \_\_\_\_\_) に設置されている、温泉一時中止に伴い、下記のとおり確認いたします。

一時中止期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

1. 一時中止期間は最大1年間とします。  
当該期間を超過した場合、温泉分湯料のご請求を自動的に再開いたします。
2. 温泉の利用を再開する場合は、速やかに「給湯装置再開始届」を町へ提出するものとします。
3. 本土地を第三者に譲渡し、新所有者が温泉を利用する場合は、新所有者へ温泉分湯料を請求することに同意します。なお、新所有者がリフォーム等を行う際は、別途、新所有者と一時中止の手続きを行うものとします。
4. 本土地を第三者に譲渡し、新所有者が温泉を利用しない場合は、新所有者が廃止手続きを行うものとします。また、給湯施設と取出管との切り離し工事については、原則として新所有者が実施するものとします。ただし、前所有者と新所有者との間において別段の取り決めがある場合は、その合意に基づき実施するものとします。
5. 温泉の一時中止に伴う、止湯栓から宅内設備（タンク、配管等）の破損、腐食等の修繕費用は、所有者または使用者の自己負担とします。
6. 本土地を第三者に譲渡し、または所有権以外の権利を設定する場合は、本確認書の内容を当該第三者に継承させるものとします。